

平成二十四年九月五日提出
質問第四二一号

飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

421

飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書

一 二〇〇〇年以降から現時点までに、飲酒運転等の危険行為を行い逮捕された、または処分を受けた外務省職員（国内職員及び在外職員ごとに）はいるか。

二 一で、いるのなら、その人数並びに当該職員がそのような行為を働いた経過、その当時の官職、当該職員に対して下された処分の内容、逮捕後起訴された者の有無、起訴されたのなら裁判の結果、そして当該職員が現在も外務省に在職しているか否か等、また在外職員で外交特権により逮捕、起訴をされることになかった者がいるか否かも含め、それぞれ詳細を明らかにされたい。

三 二で、既に退職している職員があるのなら、その者に対して退職金は支払われているか否か、明らかにされたい。

四 三で、支払われているのなら、それは社会通念上適切であるか。外務省の見解を示されたい。

五 二で、退職せず在職し続けている職員がいるのなら、その者の官職を明らかにされたい。

六 二で、退職せず、五の官職に就き外務省職員として在職し続けている者がいるのなら、そのような人物が我が国の国益を担う外交活動に従事することは適切であるか。外務省の見解を示されたい。

右質問する。